

写

30 消安第 4098 号
平成 30 年 11 月 16 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県の豚飼養農場において豚コレラの 2 例目が確認されたことに伴う防疫
対策の再徹底について

岐阜県における豚コレラの発生を踏まえた防疫対応については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、対応いただいているところですが、11 月 15 日、岐阜市の豚飼養農場から飼養豚において発熱、チアノーゼ及び白血球数の減少が確認された旨の届出があり、岐阜県で実施した PCR 検査によりペスチウイルス抗原が確認されたことから、翌 16 日に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日付け農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第 5 の 2（2）①の規定により豚コレラの疑似患畜と判定し、農林水産省から直ちに当該農場の防疫措置を開始するよう岐阜県に指示したところです。

つきましては、改めて貴都道府県内における生産者、畜産関係機関、関係団体及び外国人研修生の窓口となる団体等に対して、本件について周知するとともに、消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用、野生動物との接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、可能な限り家畜防疫員が現地へ立入検査を実施し、確認・指導を再徹底するようお願いいたします。

さらに、豚の飼養者から国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で実施した感染試験により確認された「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」又は、発生農場で確認された「流死産」が複数頭の豚で認められた場合には、確実に届出るよう指導するとともに、届出があった場合は防疫指針第 4 の 5 に規定する検査を行うようお願いいたします。また、万が一の際の防疫対応に係る準備及び調整を円滑に行うため、当該情報については直ちに当局動物衛生課に報告の上、迅速かつ的確に初動対応を実施するようお願いいたします。